

福井県子どもの読書活動推進計画

－子どもが自主的に楽しく読書に親しむ環境づくり－



平成15年4月

福井県教育委員会

はじめに

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするなど、子どもたちが心豊かな成長を図る上でたいへん重要です。

近年、テレビ、ビデオその他の映像・情報メディアの普及や生活環境の変化により、子どもの読書離れ、活字離れが進んでいます。こうした影響から、きちんとした会話ができない、文章表現力が低下しているなど、国語力の低下をはじめ、人としての生きる力や豊かな心をはぐくむ上でも大きな社会問題になっているところです。

このような中で、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」が閣議決定されるなど、子どもの読書活動の推進に関し、国を挙げて取り組む方針が示されました。

本県では、こうした状況を踏まえ、「福井県子どもの読書活動推進計画」を策定しました。この計画では「子どもが自主的に楽しく読書に親しむ環境づくり」を基本目標に掲げ、家庭、地域、学校などが一体となって取り組むための施策の基本方向と具体的な取り組みを示しています。

今後、本県の21世紀を担う子どもたちの健やかな成長を促すため、施策の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

終わりに、計画の策定に当たり、多大な御尽力を賜りました福井県子どもの読書活動推進計画検討会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの県民の方々に厚くお礼申し上げます。

平成15年 4 月

福井県教育委員会教育長

西藤 正治

福井県子どもの読書活動推進計画目次

第1部 総論

1 基本目標	1
2 計画の性格、役割および計画期間	1
3 施策の体系	1
4 基本的な考え方	2

第2部 各論

第1章 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進	3
1 家庭における活動の推進	3
2 地域における活動の推進	3
(1) 公立図書館における活動の推進	3
(2) 児童館や公民館における活動の推進	4
(3) 民間団体等による活動の推進	5
(4) 障害のある子どもの活動の支援	5
3 学校における活動の推進	6
(1) 小学校・中学校・高等学校における活動の推進	6
(2) 特殊教育諸学校における活動の推進	7
(3) 幼稚園や保育所における活動の推進	7
第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実 ..	8
1 公立図書館の整備・充実	8
2 学校図書館の整備・充実	9
3 幼稚園や保育所における環境の整備・充実	10
4 児童館や公民館における環境の整備・充実	10
5 障害のある子どもへの配慮	11
第3章 図書館、学校、民間団体等の連携・協力	12
図書館、学校、民間団体等の連携等	12
第4章 子どもの読書活動を支える人材の育成および社会的気運の醸成	13
1 子どもの読書活動を支える人材の育成	13
2 「子ども読書の日」（「子ども読書週間」）等への取組み	13
3 子どもの読書に関する各種情報の収集・提供	14
4 優れた取組みの奨励、優良図書の普及	14

付属資料

・福井県子どもの読書活動推進計画検討会委員名簿等	16
・福井県子どもの読書活動推進計画検討会開催経過等	17
・子どもの読書活動の推進に関する法律	18

第1部 総論

1 基本目標

『子どもが自主的に楽しく読書に親しむ環境づくり』

子どもは、自主的に読書をする時には、本当に楽しみながら、いきいきとしています。この計画では、子どもが自然に本に手が伸びる環境の整備をめざします。

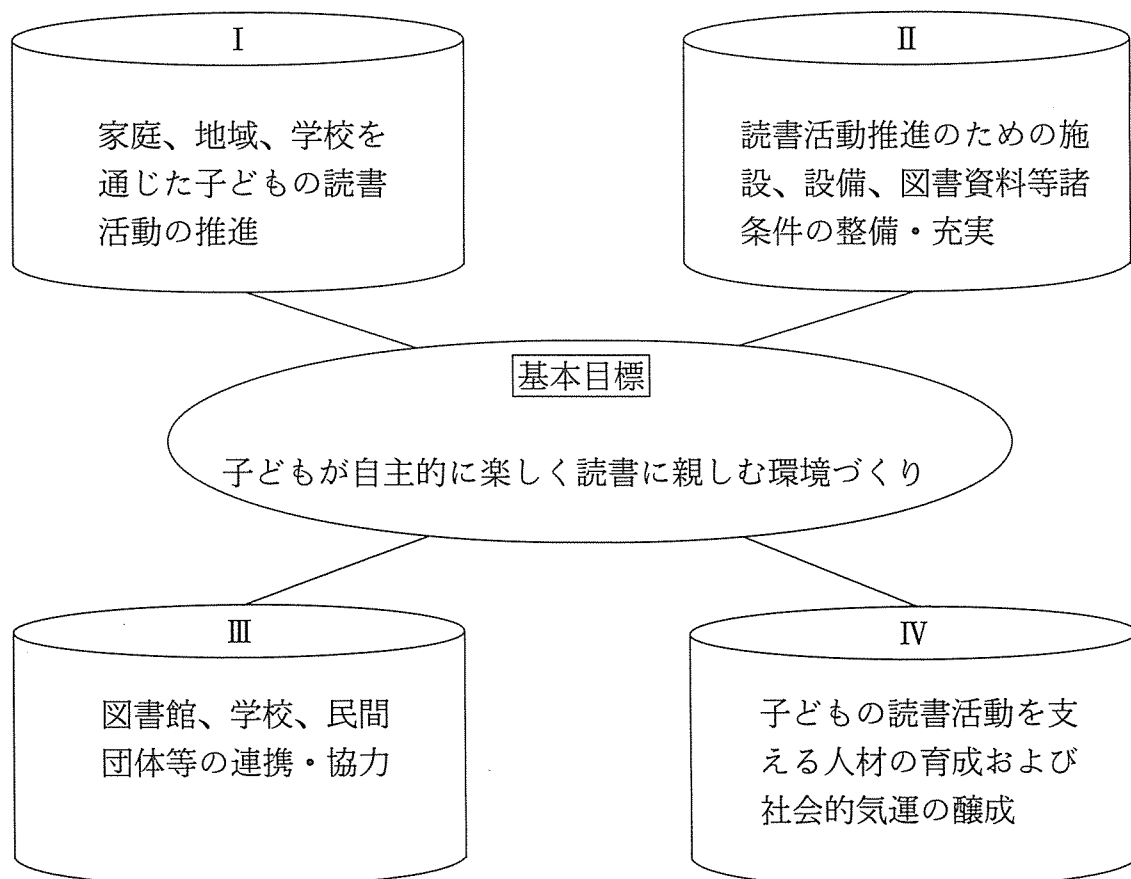
2 計画の性格、役割および計画期間

この計画は、福井の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、現状と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する施策の基本方向と具体的な取組みを示すものであり、県だけでなく、市町村、民間団体等に対しても積極的な取組みを期待するものです。

計画の期間は、平成15年度から19年度までの5か年としています。その後についても継続して見直していきます。

3 施策の体系

基本目標の実現に向け、この計画は、次のような4つの柱からなる総合的な体系で構築されています。



4 基本的な考え方

(1) 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

読書が子どもの心豊かな成長のために十分に機能するためには、子どもに読書を強制するのではなく、子どもが自主的に楽しく読書に親しむとともに、読書習慣を身につけることが肝要です。

このためには、大人自身が読書の意義を理解して、率先して読書する姿勢を示すことがまず必要です。そのうえで、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取り組みが必要であり、それぞれが子どもの読書活動の意義を理解し、その担うべき役割を果たすことが求められます。

(2) 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を促進するためには、子どもが身近に図書に接することのできる公立図書館、学校図書館などの施設が果たすべき役割は大きく、それぞれが機能を十分に発揮するために、施設、設備や図書資料等の充実が求められます。

また、地域の実情に応じて、児童館や公民館において子どもが図書に触れる機会を持てるよう配慮する必要があります。

(3) 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

子どもの読書活動を効果的に推進するため、子どもの読書活動にかかわる図書館、学校、民間団体等が連携・協力して推進する体制を整えて取り組むことが重要です。

連携には、状況に応じて様々な形態が考えられることから、実情により適切な推進体制の整備が求められます。

(4) 子どもの読書活動を支える人材の育成および社会的気運の醸成

子どもの読書活動の普及を図るためには、図書館職員、教職員、保育士、児童厚生員、ボランティアなど、これに携わる人材の育成が重要です。

また、県民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めていくとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、あらゆる機会をとらえて普及・啓発を図る必要があります。

第2部 各論

第1章 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

1 家庭における活動の推進

① 現状および課題

- テレビ、ビデオ等の普及や生活環境の変化、更には、幼児期からの読書習慣が形成されていないことなどにより、子どもの読書離れが懸念されています。
- 子どもが読書習慣を身につけるためには、大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解し、率先して読書に親しみ、家族ぐるみで読書する環境をつくる必要があります。

② 施策の方向性

- 家庭における読書の習慣付けを図るため、支援活動を充実します。
- 親（保護者）をはじめ、子どもにかかわる大人が子どもの読書活動を理解し、関心を深めるための働きかけを推進します。

③ 具体的な取組み

◆ 家庭教育講座や子育て支援事業の活用による普及活動

- ・家庭における読み聞かせなど読書の重要性の理解促進
- ・「家族読書の時間」（テレビを見ない時間）の設定や「家庭の日」におけるファミリー読書活動など、家族ぐるみでの読書活動の働きかけ
- ・親子読書運動の展開

2 地域における活動の推進

(1) 公立図書館における活動の推進

① 現状および課題

- 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供や読み聞かせ等のサービス内容は、各公立図書館によって異なります。
- 図書館は、子どもが読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることのできる場所です。このため、求める本、資料・情報が容易に入手できるようにサービスを充実することが求められます。

② 施策の方向性

- 各公立図書館は、子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深めるようサービスの一層の充実を図ります。
- 市町村立図書館のサービス向上を図るため、県立図書館による支援および研修機能の強化を図ります。

③ 具体的な取組み

◆ 子ども向けサービスの充実強化

- ・ 読み聞かせ、お話し会、ブックトーク※ などの実施
- ・ 子どもに奨めたい図書の展示

※ブックトーク＝特定の主題について、何冊かの本の内容を紹介すること。

◆ レファレンス(調査・相談)機能および情報提供機能の充実・強化

- ・ 子どもや保護者からの読書相談への対応
- ・ 保護者等を対象にした読み聞かせや本の選び方、与え方についての助言

◆ 県立図書館の児童図書部門の機能強化

- ・ サービスに関する情報の収集および市町村立図書館や子どもの読書にかかわる諸団体への提供
- ・ 読書の楽しさや必要性を理解してもらうための講演会や講座の実施
- ・ 「児童書研究コーナー」の運営による、司書教諭、研究者、学生等の調査・研究等の支援

(2) 児童館や公民館における活動の推進

① 現状および課題

- 児童館や公民館は、読書活動にかかわる職員が少ないなど、子どもが気軽に図書に接する環境が十分でないところが見られます。
- 児童館や公民館の活動の中で、子どもの読書活動に対する理解を深め、地域ぐるみで子どもの読書活動に取り組むことが求められます。

② 施策の方向性

- 子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を深めます。

③ 具体的な取組み

◆ 読書に親しむ多様な活動の展開

- ・ 公民館広報紙の活用による読書活動の普及
- ・ 社会教育講座（親子読書活動など）の開催
- ・ 児童厚生員やボランティアによる読み聞かせ等の実施
- ・ 絵本などの展示会の実施
- ・ 読書感想文・感想画の指導

(3) 民間団体等による活動の推進

① 現状および課題

- 県内各地で「子ども文庫」※などのボランティア団体(個人)が活動しており、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供しています。

※子ども文庫=子どものために家庭や地域の集会所に本を置いて運営している読書活動

- より一層の充実を図るため、これらのボランティア団体(個人)に対し、活動内容や運営について協力、支援することが求められます。

② 施策の方向性

- 読書に親しむ機会を身近なところで提供するボランティア活動を支援します。

③ 具体的な取組み

◆ 活動の充実を図るための支援

- ・図書館、児童館、公民館等における活動の場の提供
- ・「子ども夢基金助成金」※の活用による「子ども文庫」の充実
- ・民間団体等による読書感想文、読書体験記等の募集

※子ども夢基金助成金=子どもの健全育成の推進を目的とした、子どもの読書活動の振興を図る活動などへの国の助成金

◆ ボランティア団体(個人)間のネットワークの推進

- ・情報交流の機会の提供
- ・合同研修会、講座等の開催

(4) 障害のある子どもの活動の支援

① 現状および課題

- 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などの障害に応じた読書活動支援が求められます。
- 公立図書館、点字図書館などにおける障害のある子どもに対するサービスの向上が求められます。

② 施策の方向性

- 子どもの障害の内容や程度に合った読書活動の支援を図ります。

③ 具体的な取組み

◆ 図書館やボランティア団体(個人)による障害のある子どもに対する読書活動の支援

- ・図書館職員および朗読ボランティアによる対面朗読
- ・図書館職員、点訳ボランティアによる点訳図書や録音図書の作成

- ・点訳・録音図書リストの作成
- ・視聴覚機器の活用

3 学校における活動の推進

(1) 小学校・中学校・高等学校における活動の推進

① 現状および課題

- 学校においては、従来から国語などの各教科等における学習の中で読書活動が行われています。
- 本県では小学校の約9割、中学校の約6割で全校一斉の読書活動が実施されています。また、高等学校でも全校一斉の読書活動の実施や必読図書・推薦図書を定めている学校があります。
- 小学校・中学校・高等学校の各発達段階において児童・生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を確立することが必要です。

② 施策の方向性

- 読書の楽しさとの出会いづくりや体験を読書に結び付けるきっかけづくりを進めるとともに読書指導の充実により、読書習慣の確立を図ります。
- 子どもの読書活動に資する取組みを推進していくため、学校関係者の意識の高揚を図ります。

③ 具体的な取組み

◆ 多様な読書活動の実施

- ・全校一斉読書や読み聞かせなどの読書活動の促進
- ・N I E (Newspaper In Education)※ の活用や図書資料を活用した授業の実施
- ・新刊情報や蔵書の掘り起こしのための企画、授業内容に合わせたブックリストの作成、児童・生徒への紹介
- ・児童・生徒による図書委員会活動の活性化

※N I E＝授業で新聞を教材とする学習活動

◆ 研修等を通じた学校関係者の意識の高揚

- ・読書活動を促進する先進的な取組みに関する情報交換、研究協議
- ・教職員研修講座における読書に関する指導力の向上
- ・各学校における実践事例の紹介

(2) 特殊教育諸学校における活動の推進

① 現状および課題

- 全校一斉の読書活動の実施や必読図書・推薦図書を定めている学校があります。
- これらの取組みを一層普及させていくため、それぞれの特殊教育諸学校における特色ある読書活動が求められます。

② 施策の方向性

- 障害の程度や内容に合った読書指導を推進し、読書習慣の確立を図ります。

③ 具体的な取組み

◆ 個々の児童・生徒に応じた読書指導の実施

- ・ 障害の程度や内容に応じた図書の選定や環境の工夫
- ・ 全校一斉読書活動の実施
- ・ 視聴覚機器の活用
- ・ 全国の点字図書館等との点字図書の相互利用

(3) 幼稚園や保育所における活動の推進

① 現状および課題

- 幼児期に読書の楽しさと出会うよう、幼稚園や保育所において、絵本の読み聞かせや貸出しが行われています。
- 生涯を通じた読書習慣を身につけるためには、幼児期からの読書習慣が特に重要であることから、絵本や物語などに親しむ工夫が求められます。

② 施策の方向性

- 幼児が絵本や物語などに触れる機会の多様化を図るため、社会人・学生ボランティアの活動を促進します。
- 幼稚園や保育所において、幼児が絵本等に親しむ活動を積極的に行うよう、教員や保育士一人ひとりの理解を深めます。

③ 具体的な取組み

◆ 絵本や物語の楽しさと出会う多様な機会の提供

- ・ 絵本の読み聞かせや紙芝居などの積極的な実施
- ・ ボランティア団体（個人）の活用や異年齢交流（児童・生徒の保育体験等）の実施

◆ 教員および保育士の意識の高揚

- ・ 大学の公開講座等における読書活動の意義の普及

第2章 読書活動推進のための施設、設備、図書資料等諸条件の整備・充実

1 公立図書館の整備・充実

① 現状および課題

- 全市町村に図書館が設置されていますが、児童図書コーナーの規模や図書資料数には格差がみられます。また、司書資格を有する職員が配置されていない図書館も多くみられます。
- 子どもが身近に図書に触れることができるよう、各図書館において施設・設備や図書資料の拡充が求められます。
- 市町村立図書館では、すべての読書ニーズに応えることが困難であることから、県立図書館による市町村立図書館への支援の充実が求められます。

② 施策の方向性

- 子ども向け図書資料の計画的整備、司書の配置などの充実を図ります。
- 県立図書館は、資料貸出しについて市町村立図書館の支援機能の強化を図ります。
- 利便性の向上を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を促進します。

③ 具体的な取組み

◆ 公立図書館の整備・充実

- ・子ども向け図書資料の計画的な整備
- ・外国人の子どものための洋書絵本等の整備
- ・子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識を有する司書の配置
- ・図書館から遠隔地にあるなど地域の実情に応じた移動図書館車の運行

◆ 県立図書館による支援機能の強化

- ・市町村立図書館の資料貸出支援に必要な子ども向け図書資料の整備
- ・資料相互貸借の円滑な実施を図るため、県立図書館と市町村立図書館の間での定期コンテナ便の運行
- ・県立図書館に所蔵しない資料の国立国際こども図書館や大学図書館からの借用による提供

◆ 公立図書館の情報化・ネットワーク化の促進

- ・各図書館の蔵書情報のデータベース化およびホームページでの公開の促進
- ・総合目録システムによる県内公共図書館のネットワーク化の促進

2 学校図書館の整備・充実

① 現状および課題

- 学校図書館には、児童・生徒の豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能および自発的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能が求められます。
- 児童・生徒の知的活動を促進し、多様な興味・関心に応えられる魅力ある図書資料の整備が求められます。国では、学校図書館の蔵書の充実を図るために、学校図書館図書整備費として平成14年度からの5年間に毎年約130億円、総額約650億円の地方交付税措置が講じられることとされています。平成15年度には、25市町村においてこれを受けた予算対応がなされていますが、引き続きすべての市町村に蔵書の充実を働きかけていく必要があります。
- 平成15年度からは、12学級以上のすべての学校で学校図書館司書教諭の配置をすることとしています。
- 学校図書館の充実のために、司書教諭有資格者数の拡大および司書教諭の発令促進が必要です。また、司書教諭を中心に学校図書館の諸事務に当たる教職員やボランティアなどが連携した読書活動の推進も求められます。
- インターネット接続、校内LANの整備、他の図書館とのネットワークなど情報化が求められます。

② 施策の方向性

- 学校図書館の施設、設備の整備・充実を図るとともに、図書資料の計画的整備に向けた図書費の確保に努めます。
- 学習活動に必要な情報端末機器等の整備など学校図書館の情報化を進めます。
- 司書教諭が学校図書館の運営に十分携わることのできる体制を整備します。
- 多様な経験を有する地域の社会人をボランティアとして活用することを促進します。

③ 具体的な取組み

◆ 学校図書館の施設、設備、図書資料の整備・充実

- ・多様な教育活動を展開するための図書資料の整備充実
- ・余裕教室の活用や学級文庫の設置など図書を利用しやすい環境づくり
- ・各学校における「推薦図書コーナー」の設置

◆ 学校図書館の情報化の推進

- ・蔵書情報のデータベース化や学校間のネットワークづくりの推進
- ・各学校における高速インターネットの接続、校内LANの整備促進、情報端末機器の増設
- ・県内公共図書館とのネットワーク化の促進

◆ 学校図書館活用充実のための人的配置の推進

- ・12学級以上の学校での司書教諭の発令、その他の学校における発令の促進
- ・学校図書館の十分な活用を図るため司書教諭と他の教職員の協力体制確立
- ・司書教諭が業務に専念できる校務分掌上の配慮

◆ 学校図書館ボランティアによる活動の充実

- ・ボランティアの活動についての協力、支援など活動しやすい環境づくり

3 幼稚園や保育所における環境の整備・充実

① 現状および課題

- 幼稚園や保育所においても絵本、紙芝居などを備えています。
- 幼児期に読書の楽しさと出会う機会を提供するための環境づくりが求められます。

② 施策の方向性

- 幼稚園、保育所内に必要な図書スペースの確保を促進するとともに、各発達段階に応じた図書の選定について配慮します。

③ 具体的な取組み

◆ 幼児が絵本や物語と日常的にかかわることのできる環境づくり

- ・絵本コーナーの設置や展示の工夫
- ・図書館等との連携による発達段階に応じた図書の選定

4 児童館や公民館における環境の整備・充実

① 現状および課題

- 児童館や公民館に図書室が設けられていますが、施設や資料数について子どもが読書活動を行うのに十分でないところがみられます。
- 図書館から遠隔地にあるなどの事情から、子どもが図書に触れる機会が少ない地域にあっては、地区の公民館や児童館図書室には図書館の代替施設としての機能が求められます。

② 施策の方向性

- 地域の実情に応じて、公民館図書室や児童館図書室の充実を図り、地域の子どもが身近なところで図書に触れる機会の増加に努めます。

③ 具体的な取組み

◆ 児童館や公民館における貸出し、閲覧等の環境づくり

- ・市町村立図書館からの図書の一括貸出し
- ・ボランティア団体（個人）への活動スペースの提供

5 障害のある子どもへの配慮

① 現状および課題

- 公立図書館等において、施設のバリアフリー化が進められています。障害のある子どもたちが自主的に読書できるよう、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由など障害の程度や内容に応じた図書の整備、読書スペースの充実など環境整備が求められます。

② 施策の方向性

- 図書館等において、障害のある子どもが安心して利用できるよう読書活動環境の整備に努めます。

③ 具体的な取組み

◆ 障害のある子どもの読書活動推進のための諸条件の整備、充実

- ・ 公立図書館における大活字本、録音図書などの整備
- ・ 公立図書館などでの手話通訳による読み聞かせ等の実施
- ・ 施設のバリアフリー化や身体障害者向け情報端末機器の整備促進
- ・ 手話ボランティアなど障害のある子どもに対応できるスタッフの配置
- ・ 特殊教育諸学校における図書資料の整備・充実

第3章 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

図書館、学校、民間団体等の連携等

① 現状および課題

- 子どもの読書活動を推進する図書館、学校、民間団体等は個別に活動する中で、図書館間の連携、学校間の連携、ボランティア団体（個人）間のネットワークづくりなど、連携・協力による取組みも進められています。
- 子どもの読書活動が生活の中に定着していくためには、家庭、地域、学校が一体となった取組みが重要であり、このための推進体制づくりが求められます。

② 施策の方向性

- 図書館、学校、民間団体等が連携・協力した推進体制を整備します。

③ 具体的な取組み

◆ 連携・協力体制の整備

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「福井県子どもの読書活動推進会議(仮称)」の設置
(活動内容)
情報交流、連携・協力による推進方策の検討、普及広報活動、担い手育成研修会の開催・合宿通学事業における読書活動の実施・読書に関する講演会、フォーラム等の実施・乳幼児検診時に、絵本の選び方や読み聞かせの方法について情報提供・公立図書館と学校図書館の情報交流の促進および情報ネットワーク化の整備・教科書に掲載されている作品や文献、関連資料等の図書館での整備・公立図書館から学校図書館への図書の一括貸出し・「子ども文庫」に対する公立図書館による図書資料の団体貸出し、優良図書等の情報の提供・図書館等とボランティア団体(個人)の連携によるブックスタート※事業の推進・博物館等の文化施設と図書館や学校の連携事業による読書意欲の喚起 |
|---|

※ブックスタート＝0歳児と保護者を対象に、メッセージや説明を添えて絵本を贈る事業

第4章 子どもの読書活動を支える人材の育成および社会的気運の醸成

1 子どもの読書活動を支える人材の育成

① 現状および課題

- 子どもの読書活動は、主に、司書等の図書館職員、学校や幼稚園の教職員、保育士、ボランティア団体（個人）に支えられています。
- 子どもたちが本への関心を深め、読書に親しむようになるためには、子どもの読書活動に携わる人たちが児童図書に関する専門知識と読み聞かせ等に必要な技術を身につけることが必要です。
- また、子どもの読書活動に携わる人たちや新たに活動を始めようとする人たちの相談に応じたり、必要な情報を提供することが求められます。
- 司書等の図書館職員は、「子どもを知り」、「子どもの本を知り」、「子どもと本を結び付ける」ことが求められます。

② 施策の方向性

- 図書館職員等の資料選択に関する知識の向上を図ります。
- 読み聞かせやブックトークなどを実践する司書、保育士、ボランティアなど子ども読書活動の担い手の能力向上を図ります。
- 小学校・中学校・高等学校において学校図書館運営の方法や読書指導についての研修を行い、指導力の向上を図ります。

③ 具体的な取組み

◆ 人材育成のための研修

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・子どもの読書活動に携わる人たちのための研修会の開催・司書等の図書館職員の能力向上を図るための専門研修の実施、市町村立図書館の職員を対象とする研修の実施・教育研究所における学校図書館研修講座の開催（教員対象） |
|--|

2 「子ども読書の日」（「子ども読書週間」（4月23日～5月12日））等への取組み

① 現状および課題

- 平成14年度から新たに設けられた「子ども読書の日」（4月23日）を中心に、県内各地の図書館、学校等でお話し会や本の展示会などの関連行事が実施されています。
- 「子ども読書の日」の、県民への普及に努め、広く浸透を図る必要があります。

② 施策の方向性

- 国の広報事業と連携して「子ども読書の日」の県民への普及に努めます。

- 毎年秋の「読書週間」(10月27日～11月9日)においても子どもの読書活動への関心を深める取組みを展開します。

③ 具体的な取組み

◆ 子ども読書活動の普及・啓発活動

- ・県立図書館等における「子ども読書週間」関連事業の実施
- ・「子ども読書の日」関連事業のホームページ等での情報提供
- ・「読書週間」における記念事業や関連事業の実施
- ・「子ども読書の日」や「読書週間」についてポスター、リーフレット等の活用による広報活動の実施

3 子ども読書に関する各種情報の収集・提供

① 現状および課題

- 各図書館の窓口等では、子どもの読書に関する情報提供に努めています。
- 子どもの読書活動に関する情報を多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、各種情報の収集、提供機能の充実が求められます。

② 施策の方向性

- 各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における取組みなどに関する情報の収集に努めます。
- 子どもや保護者、子どもの読書活動に携わる人たちが必要とする情報の提供に努めます。

③ 具体的な取組み

◆ 広範な情報の収集・提供

- ・子ども読書活動の推進マニュアル、ボランティア情報、図書館等の施設などの情報を掲載した情報誌の作成および関係者への配布
- ・行事の開催、優良図書などの各種情報のインターネットでの提供

4 優れた取組みの奨励、優良図書の普及

① 現状および課題

- 国は、子どもの読書を推進する活動に熱心に取り組んでいる学校、図書館、団体(個人)に対して、表彰を行っています。
- 社会保障審議会が児童福祉文化財として推薦を行っている優良図書を家庭や関係機関に周知する必要があります。

② 施策の方向性

- 国の表彰事業に積極的に協力し、その取組みの奨励を図るとともに、広く県民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めます。
- 社会保障審議会で推薦された優良図書の周知・普及を図ります。

③ 具体的な取組み

◆ 優れた子どもの読書活動の奨励

- | |
|---------------------------------------|
| ・ 子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（者）の文部科学大臣表彰の推薦 |
|---------------------------------------|

◆ 優良図書の普及

- | |
|-------------------------------|
| ・ 優良図書リストの市町村、図書館、児童福祉施設等への配布 |
| ・ 司書や司書教諭が推奨する図書の展示、紹介 |

福井県子どもの読書活動推進計画検討会委員名簿

(会長、副会長以外の委員は50音順・敬称略)

	氏 名	職 等
会 長	渡 辺 本 爾	福井市教育委員会教育長
副会長	藤 井 則 行	児童文学者
委 員	内 田 和 朗	福井新聞社編集局長
〃	尾 上 登	福井県高等学校PTA連合会副会長
〃	笠 島 美 雪	福井県PTA連合会副会長
〃	谷 出 千代子	仁愛女子短期大学教授
〃	坪 川 祥 子	子ども読書活動ボランティア
〃	原 田 力	美浜北小学校長
〃	平 泉 滋 祥	勝山市立図書館長
〃	牧 田 恵 美	日新小学校学校図書館ボランティア

福井県子どもの読書活動推進計画検討会 ワーキング・グループ関係課

総 務 部	文 書 学 事 課
福祉環境部	障 害 福 祉 課
〃	児 童 家 庭 課
教 育 庁	生 涯 学 習 課
〃	教 育 政 策 室
〃	学校教育振興課
〃	高 校 教 育 課
〃	義 務 教 育 課
県立図書館	

福井県子どもの読書活動推進計画検討会（４回）開催経過

10月17日（木）16：00～17：00 計画の策定趣旨

11月27日（水）14：00～16：00 各論点についての考え方

2月19日（水）15：00～16：30 中間報告案

3月28日（金）14：00～15：30 中間報告からの修正点、報告書案

福井県子どもの読書活動推進計画検討会関係団体等懇談会開催一覧

3月 8日（土）15：00～16：30

福井県子ども読書活動推進ネットワーク整備事業実行委員会との懇談会

〔県立図書館 委員数8名〕

3月11日（火）15：00～16：30

市町村立図書館（嶺北地区）、福井県学校図書館協議会（嶺北地区理事校）、福井県
私立学校連合会との懇談会

〔県立図書館 団体数50〕

3月12日（水）15：00～16：30

市町村立図書館（嶺南地区）、福井県学校図書館協議会（嶺南地区理事校）との懇談会

〔三方青年の家 団体数17〕

3月14日（金）13：30～15：00

社会教育団体、児童福祉団体、障害者福祉団体との懇談会

〔生活学習館 団体数20〕

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(目 的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に質することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に質する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(平成13年12月12日)

福井県教育委員会

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL 0776-20-0559 FAX 0776-20-0668



H15.4

